

奈良県告示第三百一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成二十六年十一月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

平谷（ハ）

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成十九年二月奈良県告示第四百九十五号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

所在地及び標柱番号

吉野郡十津川村平谷六九番六 一号

〃 七七番一 二号及び三号

〃 七五番一 四号